

証券コード 3168

平成27年11月6日

株 主 各 位

富山県射水市奈呉の江12番地の2

黒 谷 株 式 会 社

代表取締役社長 黒 谷 純 久

第30回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第30回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年11月24日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年11月25日（水曜日）午前10時
2. 場 所 富山県富山市堤町通り一丁目4番3号
野村證券株式会社 富山支店 5階ホール
（開催場所は、末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第30期（平成26年9月1日から平成27年8月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役7名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.kurotani.co.jp>）に掲載させていただきます。

## (提供書面)

# 事業報告

(平成26年9月1日から  
平成27年8月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度における世界経済は、米国経済は順調に推移したものの、欧州経済がウクライナ等の地政学リスクに加えギリシャ問題が深刻化したため停滞感が強まりました。また、我が国においては、アベノミクス効果が一巡し踊り場を迎えたことから、先進国においては、まだら模様の状況となりました。一方、中国経済は不動産開発投資や設備投資の減少の影響から景気減速懸念が強まり、他の新興国も米国の利上げ懸念による資金流出で金融不安が強まったこともあり、世界経済全体としては、減速感が強まりました。

このような世界経済・国内経済の状況から、当社の主力取扱商品である銅価格は、世界経済減速による需要減少・鉱山開発による供給増となったことで6年ぶりの安値を付けたことや国内でのスクラップの発生減少による需給悪化もあり、利益面で厳しい状況となりました。

この結果、当事業年度の売上高は560億68百万円（前事業年度比9.9%増）、営業利益は1億54百万円（同81.4%増）、経常利益は99百万円（同115.3%増）、当期純利益は1億2百万円（同5.2%増）となりました。

事業別では、非鉄金属事業売上高は555億42百万円（同10.1%増）、美術工芸事業売上高は5億26百万円（同3.8%減）となりました。また、非鉄金属事業の内訳につきましては、インゴット売上高は236億42百万円（同17.1%増）、スクラップ売上高は317億57百万円（同5.4%増）、その他売上高は1億41百万円（同0.1%増）となりました。

| 事業区分   | 第29期<br>(平成26年8月期) |       | 第30期<br>(平成27年8月期) |       | 前事業年度比    |      |
|--------|--------------------|-------|--------------------|-------|-----------|------|
|        | 金 額                | 構成比   | 金 額                | 構成比   | 金 額       | 増減率  |
|        | 千円                 | %     | 千円                 | %     | 千円        | %    |
| 非鉄金属事業 | 50,454,308         | 98.9  | 55,542,099         | 99.1  | 5,087,790 | 10.1 |
| 美術工芸事業 | 546,571            | 1.1   | 526,053            | 0.9   | △20,518   | △3.8 |
| 合 計    | 51,000,880         | 100.0 | 56,068,153         | 100.0 | 5,067,272 | 9.9  |

(注)当事業年度より、品目区分から事業区分に変更して記載しております。前期の数値は変更後の区分に組み替えた数値で比較しております。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は1億37百万円であります。

③ 資金調達の状況

当事業年度における設備投資及び運転資金は、自己資金及び金融機関からの借入金によりまかなっております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                                 | 第 27 期<br>(平成24年8月期) | 第 28 期<br>(平成25年8月期) | 第 29 期<br>(平成26年8月期) | 第 30 期<br>(当事業年度)<br>(平成27年8月期) |
|-------------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                          | 48,605,959           | 50,084,163           | 51,000,880           | 56,068,153                      |
| 経 常 利 益 (千円)                        | 59,641               | 662,815              | 46,336               | 99,753                          |
| 当 期 純 利 益 又 は<br>当 期 純 損 失 (△) (千円) | △37,406              | 410,371              | 97,783               | 102,897                         |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失(△) (円)   | △5.22                | 57.25                | 13.64                | 14.35                           |
| 総 資 産 (千円)                          | 13,653,568           | 14,809,112           | 17,020,184           | 14,751,306                      |
| 純 資 産 (千円)                          | 6,900,503            | 7,233,021            | 7,240,564            | 7,200,207                       |
| 1株当たり純資産額 (円)                       | 962.60               | 1,009.00             | 1,010.05             | 1,004.42                        |

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## (4) 対処すべき課題

当社業績は、米国、欧州、我が国などの先進国や中国をはじめとした新興国の経済動向に左右されます。また、世界的な銅の需給動向、銅相場や為替相場の影響も大きく受けます。

近年、各国の経済動向は、順調な米国経済、停滞する欧州経済、そして底堅い日本経済と先進国はマチマチな状況で推移しています。一方新興国は、中国が減速感を強めており、また他の新興国も米国利上げによる金融不安、資源安などから成長が鈍化しており、世界経済全体では、不安定感が増大しております。

また、銅市況に関しましては、銅鉱石の余剰要因がある一方、国内のスクラップ発生減による需給のタイト化等、需給動向や市況変動への思惑が増大しており、銅固有の不安定要因から先行きの見通しが厳しくなっております。

しかしながら、中長期的にみた場合には、経済動向、市況環境に大きく影響を受けるものの、新興国を中心としたインフラ整備による資源需要や世界的な環境意識の高まりは趨勢的に増加していくものと思われることから、以下の課題を克服することによって当社の企業としての価値を高めて行きたいと考えております。

①収益体制の強化

- A. 仕入ルートが多様化による仕入れ力の拡大
- B. コスト低減・価格競争力の強化による販売力の拡大
- C. 市況変動リスクへの体制整備
- D. ビジネスモデルの変革

②グローバル戦略

- A. 海外市場へのアプローチ強化
- B. 現地化
- C. 海外企業との業務提携・資本提携
- D. グローバル化に向けた人材採用・育成

③経営体制の強化

- A. コーポレート・ガバナンスの強化
- B. 海外拠点との連携強化
- C. 管理体制の整備及び強化

(5) 主要な事業内容（平成27年8月31日現在）

| 事業区分   | 事業内容                                                                                                                                     |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 非鉄金属事業 | (インゴット)<br>国内外から集荷した銅スクラップ及び銅合金スクラップを原材料として配合、溶解し、得意先各社のニーズ、用途に合わせた形状・重量の製品約50品種を生産しております。                                               |
|        | (スクラップ)<br>国内外の仕入先（スクラップ回収業者、メーカー等）から仕入れた約150品種の非鉄金属スクラップについて選別・プレス等を行い、国内外の販売先（電線メーカー、銅精錬メーカー等）に販売しているほか、自社インゴット製造のための溶解用材料として利用しております。 |
|        | (その他)<br>伸銅品等の商品を仕入・販売しております。                                                                                                            |
| 美術工芸事業 | 美術工芸品の製造販売                                                                                                                               |

(6) 主要な営業所及び工場（平成27年8月31日現在）

|       |          |
|-------|----------|
| 本社・工場 | 富山県射水市   |
| 支店    | 東京都千代田区  |
| 事業所   | 新潟県新潟市東区 |

(7) 使用人の状況（平成27年8月31日現在）

| 使用人数 | 前事業年度末比 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|---------|-------|--------|
| 133名 | 1名増     | 38.6歳 | 11.6年  |

(8) 主要な借入先及び借入額（平成27年8月31日現在）

| 借入先        | 借入金残高       |
|------------|-------------|
| 株式会社北陸銀行   | 2,386,600千円 |
| 株式会社北國銀行   | 1,815,055   |
| 株式会社三井住友銀行 | 1,073,912   |

## 2. 株式の状況（平成27年8月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 28,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 7,168,492株（自己株式を除く）  
(3) 株主数 6,924名  
(4) 大株主（上位10名）

| 株主名                | 持株数        | 持株比率   |
|--------------------|------------|--------|
| 黒谷純久               | 1,802,200株 | 25.14% |
| 有限会社KHプレミアム        | 1,748,500  | 24.39  |
| 株式会社暁              | 1,000,000  | 13.95  |
| 株式会社エム・ケイ・コーポレーション | 200,000    | 2.79   |
| 黒谷暁                | 100,000    | 1.39   |
| 黒谷昌輝               | 100,000    | 1.39   |
| 黒谷株式会社従業員持株会       | 73,400     | 1.02   |
| 株式会社北陸銀行           | 70,000     | 0.98   |
| 株式会社北國銀行           | 70,000     | 0.98   |
| 黒谷春美               | 60,000     | 0.84   |

（注）持株比率は自己株式（108株）を控除して計算しております。

## 3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（平成27年8月31日現在）

| 氏 名       | 会社における地位及び担当                             | 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                        |
|-----------|------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 黒 谷 純 久   | 代 表 取 締 役 社 長                            | (有)KHプレミアム代表取締役<br>KUROTANI NORTH AMERICA INC.<br>代表取締役<br>THAI KUROTANI CO., LTD. 取締役<br>(株)黒谷商店代表取締役 |
| 井 上 亮 一   | 代 表 取 締 役 副 社 長<br>経 営 企 画 部 管 掌 役 員     |                                                                                                        |
| 山 崎 次 平   | 取 締 役 総 務 部 管 掌 役 員<br>兼 総 務 部 長         |                                                                                                        |
| 鍛 冶 清 高   | 取 締 役 非 鉄 金 属 事 業 ・ 新 潟 事 業<br>部 管 掌 役 員 |                                                                                                        |
| 浦 田 伊 希 子 | 取 締 役 美 術 工 芸 部 管 掌 役 員<br>兼 美 術 工 芸 部 長 |                                                                                                        |
| 明 翫 光 也   | 取 締 役 財 務 部 管 掌 役 員<br>兼 財 務 部 長         |                                                                                                        |
| 水 野 憲 一   | 取 締 役                                    |                                                                                                        |
| 飴 義 彦     | 常 勤 監 査 役                                |                                                                                                        |
| 内 山 俊 彦   | 監 査 役                                    | 公認会計士内山俊彦事務所代表                                                                                         |
| 石 黒 洋 二   | 監 査 役                                    | 石黒洋二税理士事務所代表<br>トナミホールディングス(株)社<br>外監査役                                                                |
| 早 川 元 雄   | 監 査 役                                    | 早川法律事務所代表                                                                                              |

- (注) 1. 取締役水野憲一氏は、社外取締役であります。
2. 監査役内山俊彦氏、石黒洋二氏及び早川元雄氏は、社外監査役であります。
3. 監査役内山俊彦氏は公認会計士、石黒洋二氏は税理士、早川元雄氏は弁護士とそれぞれ資格を有しており、財務、会計及び企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役内山俊彦氏、石黒洋二氏及び早川元雄氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
5. 代表取締役黒谷純久氏の兼職する(有)KHプレミアムは、同氏が100%出資する会社であります。
6. 代表取締役黒谷純久氏の兼職するKUROTANI NORTH AMERICA INC. は、当社が100%出資する子会社であります。

7. 代表取締役黒谷純久氏の兼職するTHAI KURUTANI CO., LTD. は、当社が49%出資する関連会社であります。
8. 代表取締役黒谷純久氏の兼職する(株)黒谷商店は、(有)KHプレミアムが過半を出資する会社であります。

## (2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

平成26年11月26日開催の第29回定時株主総会の終結の時をもって、監査役水野憲一氏は任期満了により退任いたしました。

なお、同氏は同総会において、新たに取締役に選任され就任いたしました。

## (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、すべての社外取締役及び社外監査役との間で、会社法427条第1項の規定に基づき、同法423条第1項の損害賠償責任を限定とする契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                      | 員 数       | 報酬等の額                |
|--------------------------|-----------|----------------------|
| 取 締 役<br>(う ち 社 外 取 締 役) | 7名<br>(1) | 142,110千円<br>(2,700) |
| 監 査 役<br>(う ち 社 外 監 査 役) | 5<br>(4)  | 15,600<br>(7,200)    |
| 合 計<br>(う ち 社 外 役 員)     | 12<br>(5) | 157,710<br>(9,900)   |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
また、平成26年11月26日開催の第29回定時株主総会終結の時をもって監査役を退任し取締役就任した水野憲一氏については、取締役在任期間分は取締役に、監査役在任期間分は監査役に、それぞれ区分して上記の総額と員数に含めております。
2. 取締役の報酬限度額は、平成19年11月28日開催の第22回定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成19年11月28日開催の第22回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・監査役内山俊彦氏は、公認会計士内山俊彦事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役石黒洋二氏は、石黒洋二税理士事務所代表であります。トナミホールディングス株の社外監査役でもありますが当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役早川元雄氏は、早川法律事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

|             | 出席状況及び発言状況                                                                                                                                                                                      |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 水 野 憲 一 | <p>当事業年度において、平成26年11月26日に監査役を退任するまでに開催された取締役会3回のうち3回、監査役会3回のうち3回に出席しました。</p> <p>また、平成26年11月26日に就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回に出席しました。企業経営経験者として高い見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。</p> |
| 監査役 内 山 俊 彦 | <p>当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に、また監査役会13回のうち13回に出席しました。主に公認会計士として専門的な見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、また監査役会においても豊富な経験と高い見識に基づき適宜、必要な発言を行っております。</p>                                          |
| 監査役 石 黒 洋 二 | <p>当事業年度に開催された取締役会13回のうち11回に、また監査役会13回のうち11回に出席しました。主に税理士として専門的な見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、また監査役会においても豊富な経験と高い見識に基づき適宜、必要な発言を行っております。</p>                                            |
| 監査役 早 川 元 雄 | <p>平成26年11月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回に、また監査役会10回のうち10回に出席しました。主に弁護士として専門的な見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、また監査役会においても豊富な経験と高い見識に基づき適宜、必要な発言を行っております。</p>                            |

(注) 水野憲一氏は、第29回定時株主総会終結の時をもって監査役を退任し、取締役に就任しております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 24,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 24,000千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、監査報酬の算定根拠の説明を受け、その内容と過去の監査実績をもとに検討した結果、会計監査人の報酬等は妥当なものであると判断し、同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ) 企業行動規範をはじめとする取締役及び使用人が遵守すべき社内規程等を定め、法令等への適合体制を確立します。

ロ) 職務執行については、法令、定款及び社内規程等に基づき、取締役会、経営会議その他の会議体または稟議書により決定します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会や取締役会、経営会議の議事録その他重要情報については、法令、定款及び社内規程等に基づき、適切な保存・管理を行います。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ) 経営上の重要事項に係るリスクについては、取締役会及び経営会議において十分な協議・審議を行います。

ロ) 市場リスク、信用リスク、情報漏洩リスク等、個別のリスクについては、それぞれ社内規程を定め、適切な管理を行います。

ハ) 労働災害、自然災害、大規模な事故等の危機対応については、危機管理規程を定め、社内連絡体制を構築するとともに組織的な対応を行います。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ) 組織規程、取締役会規程及び業務分掌規程等により、権限と責任を明確にします。

ロ) 経営上の重要事項については取締役会や経営会議で決議します。

⑤ 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の企業集団管理に関する基本事項として「子会社管理規程」を定め、適正な業務運営を図るほか、同規程に定める一定の事項について、定期及び随時に報告を求めるものとします。

ロ) 子会社の損失の危険の管理に関する体制

当社は、子会社の経営上の重要事項に係るリスクについては、取締役会及び経営会議において十分な協議・審議を行います。

ハ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の経営上の重要事項については、当社の事前承認を求めるものとし、子会社の意思決定が効率的に行われることを確保します。

ニ) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、子会社の必要な情報を収集し経営内容を的確に把握するとともに、定期的に内部監査を行い、経営管理の適正を確保します。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人の設置を求めた場合には、取締役からの独立性に関する事項も含め、真摯に検討します。

⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務補助すべき使用人を置いた場合には、当該使用人に対し、監査役の指揮命令に従う旨を周知徹底します。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、その分掌業務において会社に著しい損害を与える事実並びに著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した場合、法令及び社内規程に定める方法により、速やかに監査役に適切な報告を行います。

- ⑨ 子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

当社の子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、重大な法令等への違反もしくは当社の子会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した場合、速やかに当社の監査役に適切な報告を行います。

- ⑩ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査役へ報告を行った取締役及び使用人（当社の子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者を含む）に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底します。

- ⑪ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行について生ずる費用は会社が負担し、監査役からの費用の前払請求等に対しては適正に対処します。

- ⑫ その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、取締役会その他重要会議の開催にあたり、監査役が出席する機会を設けております。

- ⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

当社では、暴力団等の反社会的勢力に対しては一切関係を持たず、これらと関わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行いません。さらに、万一に備えて、反社会的勢力に関する情報収集と、有事の対処能力向上を主目的として、公益財団法人暴力追放運動推進センター等に参加しております。また、取引基本契約等の取引先との契約においても、反社会的勢力の排除に関する取り決めを行っており反社会的勢力による接触、不当要求や妨害行為が発生した場合は、顧問弁護士及び警察等の関係機関と連携を図りつつ、総務部が統括部署となり対処するとともに、社内への報告並びに注意を促すこととしております。

⑭ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について、

- ① 社外取締役及び社外監査役が出席する取締役会の開催状況
- ② 取締役、監査役、会計監査人及び内部監査室との連携状況
- ③ 子会社からの業務及び業績の報告状況

などから判断し、いずれの体制も適切に運用されていることを確認しております。

# 貸借対照表

(平成27年8月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目         | 金 額        | 科 目           | 金 額        |
|-------------|------------|---------------|------------|
| ( 資 産 の 部 ) |            | ( 負 債 の 部 )   |            |
| 流 動 資 産     | 11,486,582 | 流 動 負 債       | 6,037,638  |
| 現金及び預金      | 2,275,883  | 支払手形          | 407,540    |
| 受取手形        | 1,741,895  | 買掛金           | 507,448    |
| 電子記録債権      | 552,399    | 短期借入金         | 3,819,440  |
| 売掛金         | 3,360,956  | 1年内返済予定の長期借入金 | 949,138    |
| 有価証券        | 10,757     | 未払金           | 207,226    |
| 商品及び製品      | 456,710    | 未払費用          | 7,419      |
| 仕掛品         | 124,213    | 未払法人税等        | 58,506     |
| 原材料及び貯蔵品    | 1,297,927  | 預り金           | 8,287      |
| 前渡金         | 479,876    | 賞与引当金         | 24,233     |
| 前払費用        | 10,513     | その他           | 48,399     |
| 繰延税金資産      | 71,352     | 固 定 負 債       | 1,513,459  |
| 未収消費税等      | 958,677    | 長期借入金         | 1,420,529  |
| その他         | 145,417    | 退職給付引当金       | 88,076     |
| 固 定 資 産     | 3,264,723  | 繰延税金負債        | 4,853      |
| 有形固定資産      | 2,352,630  | 負 債 合 計       | 7,551,098  |
| 建物          | 373,404    | ( 純 資 産 の 部 ) |            |
| 構築物         | 52,787     | 株 主 資 本       | 7,093,181  |
| 機械及び装置      | 243,639    | 資 本 金         | 1,000,000  |
| 車両運搬具       | 18,464     | 資 本 剰 余 金     | 685,855    |
| 工具、器具及び備品   | 68,651     | 資 本 準 備 金     | 293,024    |
| 土地          | 1,521,121  | その他資本剰余金      | 392,831    |
| 建設仮勘定       | 74,560     | 利 益 剰 余 金     | 5,407,382  |
| 無形固定資産      | 21,651     | 利 益 準 備 金     | 9,000      |
| ソフトウェア      | 19,864     | その他利益剰余金      | 5,398,382  |
| その他         | 1,787      | 別 途 積 立 金     | 1,550,000  |
| 投資その他の資産    | 890,441    | 繰越利益剰余金       | 3,848,382  |
| 投資有価証券      | 497,364    | 自 己 株 式       | △55        |
| 関係会社株式      | 382,874    | 評価・換算差額等      | 107,025    |
| 出資金         | 101        | その他有価証券評価差額金  | 107,025    |
| 長期前払費用      | 2,917      | 純 資 産 合 計     | 7,200,207  |
| その他         | 7,183      | 負 債 純 資 産 合 計 | 14,751,306 |
| 資 産 合 計     | 14,751,306 |               |            |

# 損 益 計 算 書

(平成26年9月1日から)  
(平成27年8月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額    |            |
|-----------------------|--------|------------|
| 売 上 高                 |        | 56,068,153 |
| 売 上 原 価               |        | 54,781,420 |
| 売 上 総 利 益             |        | 1,286,732  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |        | 1,132,619  |
| 営 業 利 益               |        | 154,113    |
| 営 業 外 収 益             |        |            |
| 受 取 利 息               | 249    |            |
| 受 取 配 当 金             | 10,307 |            |
| デ リ バ テ ィ ブ 運 用 益     | 32,804 |            |
| そ の 他                 | 11,166 | 54,527     |
| 営 業 外 費 用             |        |            |
| 支 払 利 息               | 78,058 |            |
| 為 替 差 損               | 25,403 |            |
| そ の 他                 | 5,425  | 108,887    |
| 経 常 利 益               |        | 99,753     |
| 特 別 利 益               |        |            |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 9,539  |            |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益     | 77,207 | 86,746     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |        | 186,500    |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 82,611 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 991    | 83,602     |
| 当 期 純 利 益             |        | 102,897    |

# 株主資本等変動計算書

(平成26年9月1日から)  
(平成27年8月31日まで)

(単位：千円)

|                                 | 株 主 資 本   |           |                |              |            |              |                  |              |      |            |
|---------------------------------|-----------|-----------|----------------|--------------|------------|--------------|------------------|--------------|------|------------|
|                                 | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |                |              | 利 益 剰 余 金  |              |                  |              | 自己株式 | 株主資本計<br>合 |
|                                 |           | 資本準備金     | そ の 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合 計 | 利 益<br>準備金 | その他利益剰余金     |                  | 利益剰余金<br>合 計 |      |            |
|                                 |           |           |                |              |            | 別 途<br>積 立 金 | 繰 越 利 益<br>剰 余 金 |              |      |            |
| 平成26年9月1日残高                     | 1,000,000 | 293,024   | 392,831        | 685,855      | 9,000      | 1,550,000    | 3,888,854        | 5,447,854    | △55  | 7,133,654  |
| 事業年度中の変動額                       |           |           |                |              |            |              |                  |              |      |            |
| 剰余金の配当                          |           |           |                |              |            |              | △143,369         | △143,369     |      | △143,369   |
| 当 期 純 利 益                       |           |           |                |              |            |              | 102,897          | 102,897      |      | 102,897    |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中<br>の変動額(純額) |           |           |                |              |            |              |                  |              |      |            |
| 事業年度中の変動額合計                     | —         | —         | —              | —            | —          | —            | △40,472          | △40,472      | —    | △40,472    |
| 平成27年8月31日残高                    | 1,000,000 | 293,024   | 392,831        | 685,855      | 9,000      | 1,550,000    | 3,848,382        | 5,407,382    | △55  | 7,093,181  |

|                                 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |                        | 純資産合計     |
|---------------------------------|------------------|------------------------|-----------|
|                                 | その他有価証券<br>評価差額金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |           |
| 平成26年9月1日残高                     | 106,910          | 106,910                | 7,240,564 |
| 事業年度中の変動額                       |                  |                        |           |
| 剰余金の配当                          |                  |                        | △143,369  |
| 当 期 純 利 益                       |                  |                        | 102,897   |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中<br>の変動額(純額) | 115              | 115                    | 115       |
| 事業年度中の変動額合計                     | 115              | 115                    | △40,356   |
| 平成27年8月31日残高                    | 107,025          | 107,025                | 7,200,207 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- |                 |                                                       |
|-----------------|-------------------------------------------------------|
| ① 子会社及び関連会社株式   | 移動平均法による原価法                                           |
| ② その他有価証券       |                                                       |
| ・ 時価のあるもの       | 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・ 時価のないもの       | 移動平均法による原価法                                           |
| ③ デリバティブ        | 時価法                                                   |
| ④ たな卸資産         |                                                       |
| ・ 商品、製品、原材料、仕掛品 | 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）            |

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- |               |                                                                          |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------|
| ① 有形固定資産      |                                                                          |
|               | 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）<br>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 |
|               | 建 物            15～35年<br>機械及び装置        7年                                |
| ② 無形固定資産      |                                                                          |
| ・ 自社利用のソフトウェア | 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。                                         |

#### (3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### (4) 引当金の計上基準

- |           |                                                                                        |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 貸倒引当金   | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額に基づき計上しております。 |
| ② 賞与引当金   | 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。                                                  |
| ③ 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。                                       |

#### (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- |           |                          |
|-----------|--------------------------|
| 消費税等の会計処理 | 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。 |
|-----------|--------------------------|

## 2. 貸借対照表に関する注記

|                                 |             |
|---------------------------------|-------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額              | 4,129,255千円 |
| (2) 資産から直接控除した貸倒引当金<br>投資その他の資産 | 38,850千円    |
| (3) 関係会社に対する金銭債務<br>短期金銭債務      | 29,474千円    |

## 3. 損益計算書に関する注記

|                  |             |
|------------------|-------------|
| 関係会社との取引高        |             |
| 営業取引による取引<br>仕入高 | 2,162,450千円 |
| 営業取引以外の取引による取引高  | 15,379千円    |

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 7,168,600株  | 一株         | 一株         | 7,168,600株 |

### (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 108株        | 一株         | 一株         | 108株       |

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

| 決 議                        | 株式の種類   | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基 準 日      | 効 力 発 生 日   |
|----------------------------|---------|----------------|-----------------|------------|-------------|
| 平成26年11月26日<br>定 時 株 主 総 会 | 普 通 株 式 | 71,684         | 10              | 平成26年8月31日 | 平成26年11月27日 |
| 平成27年4月10日<br>取 締 役 会      | 普 通 株 式 | 71,684         | 10              | 平成27年2月28日 | 平成27年5月1日   |

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

| 決 議 予 定                    | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基 準 日      | 効 力 発 生 日   |
|----------------------------|-------|-------|----------------|-----------------|------------|-------------|
| 平成27年11月25日<br>定 時 株 主 総 会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 71,684         | 10              | 平成27年8月31日 | 平成27年11月26日 |

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|              |           |
|--------------|-----------|
| 賞与引当金        | 7,948千円   |
| 未払社会保険料      | 1,187千円   |
| 未払事業税        | 4,685千円   |
| 減価償却限度超過額    | 2,787千円   |
| 退職給付引当金      | 28,272千円  |
| 投資有価証券評価損    | 13,436千円  |
| 長期前払費用評価損    | 11,026千円  |
| たな卸資産評価損     | 57,456千円  |
| 貸倒引当金        | 12,471千円  |
| その他          | 75千円      |
| 繰延税金資産小計     | 139,346千円 |
| 評価性引当額       | △24,462千円 |
| 繰延税金資産合計     | 114,883千円 |
| 繰延税金負債       |           |
| その他有価証券評価差額金 | △48,384千円 |
| 繰延税金負債合計     | △48,384千円 |
| 繰延税金資産の純額    | 66,499千円  |

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率

は、平成27年9月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については前事業年度の35.4%から 32.8%に、平成28年9月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.1%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が5,147千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が10,121千円、その他有価証券評価差額金が4,974千円、それぞれ増加しております。

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券は、主に金融機関を含む取引先企業に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。短期借入金 は営業取引に係る資金調達であります。長期借入金は主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引は、外貨建取引の為替レート変動リスクの回避を目的とした為替予約取引・通貨オプション取引、非鉄金属の商品価格変動リスクの回避を目的とした商品先渡取引です。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### イ) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程及び与信管理規程に従い、取引担当部署が主要な取引先との状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブの利用にあたっては、相手方の契約不履行によるリスクを軽減するために、信用度の高い金融機関及び商社並びにLME（ロンドン金属取引所）取引のブローカーとのみ取引を行っております。

##### ロ) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建の営業債権債務及び外貨建預金の為替の変動リスクに対して、先物為替予約、通貨オプションを利用してヘッジしております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、発行体との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引につきましては、デリバティブ管理規程を定めております。為替予約取引、通貨オプション、商品先渡取引は経営企画部にて取引の実行、管理を行っております。また、経営企画部管掌役員は取引の利用状況及び結果を月次及び年次で、社長に報告するとともに、定期的に金融機関等より取引報告書を財務部が入手し、内容の確認を行っております。

##### ハ) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社では、適時に資金繰計画を作成・更新するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

また、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等は、当該金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスク又は信用リスクを表すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年8月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注）2.を参照ください。）。

|                                      | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価 (千円)   | 差額 (千円) |
|--------------------------------------|------------------|-----------|---------|
| (1) 現金及び預金                           | 2,275,883        | 2,275,883 | —       |
| (2) 受取手形                             | 1,741,895        | 1,741,895 | —       |
| (3) 電子記録債権                           | 552,399          | 552,399   | —       |
| (4) 売掛金                              | 3,360,956        | 3,360,956 | —       |
| (5) 未収消費税等                           | 958,677          | 958,677   | —       |
| (6) 投資有価証券<br>その他有価証券                | 482,364          | 482,364   | —       |
| 資産計                                  | 9,372,176        | 9,372,176 | —       |
| (1) 支払手形                             | 407,540          | 407,540   | —       |
| (2) 買掛金                              | 507,448          | 507,448   | —       |
| (3) 短期借入金                            | 3,819,440        | 3,819,440 | —       |
| (4) 未払金                              | 207,226          | 207,226   | —       |
| (5) 未払法人税等                           | 58,506           | 58,506    | —       |
| (6) 長期借入金（※1）                        | 2,369,667        | 2,374,503 | 4,836   |
| 負債計                                  | 7,369,828        | 7,374,664 | 4,836   |
| デリバティブ取引（※2）<br>ヘッジ会計が適用されて<br>いないもの | (6,694)          | (6,694)   | —       |
| デリバティブ取引計                            | (6,694)          | (6,694)   | —       |

（※1）1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

（※2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項  
資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、(4) 売掛金、(5) 未収消費税等  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、  
当該帳簿価額によっております。

(6) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 支払手形、(2) 買掛金、(3) 短期借入金、(4) 未払金、(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、  
当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った  
場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

商品関連

| 区分            | 取引の種類  | 当事業年度（平成27年 8 月31日） |                        |            |              |
|---------------|--------|---------------------|------------------------|------------|--------------|
|               |        | 契約額等<br>（千円）        | 契約額等の<br>うち1年超<br>（千円） | 時価<br>（千円） | 評価損益<br>（千円） |
| 市場取引<br>以外の取引 | （先渡取引） |                     |                        |            |              |
|               | 売建     | 259,814             | —                      | 11,580     | 11,580       |
|               | 買建     | 560,464             | —                      | △18,275    | △18,275      |
| 合計            |        | 820,279             | —                      | △6,694     | △6,694       |

(注) 時価の算定方法

時価の算定は、商社及びLME（ロンドン金属取引所）取引のブローカーから  
提出された価格によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分     | 貸借対照表計上額（千円） |
|--------|--------------|
| 非上場株式  | 15,000       |
| 関係会社株式 | 382,874      |

非上場株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積る  
ことなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、  
「(6) 投資有価証券」には含めておりません。

また、関係会社株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フロ  
ーを見積ることなどができず、時価を把握することがきわめて困難と認められるも  
のであるため、上表に含めておりません。

### 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

|        | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>2年以内<br>(千円) | 2年超<br>3年以内<br>(千円) | 3年超<br>4年以内<br>(千円) | 4年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>(千円) |
|--------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 預金     | 2,272,655    | —                   | —                   | —                   | —                   | —           |
| 受取手形   | 1,741,895    | —                   | —                   | —                   | —                   | —           |
| 電子記録債権 | 552,399      | —                   | —                   | —                   | —                   | —           |
| 売掛金    | 3,360,956    | —                   | —                   | —                   | —                   | —           |
| 未収消費税等 | 958,677      | —                   | —                   | —                   | —                   | —           |
| 合計     | 8,886,583    | —                   | —                   | —                   | —                   | —           |

### 4. 短期借入金及び長期借入金の決算日後の返済予定額

|       | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>2年以内<br>(千円) | 2年超<br>3年以内<br>(千円) | 3年超<br>4年以内<br>(千円) | 4年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>(千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 短期借入金 | 3,819,440    | —                   | —                   | —                   | —                   | —           |
| 長期借入金 | 949,138      | 649,088             | 524,509             | 246,932             | —                   | —           |
| 合計    | 4,768,578    | 649,088             | 524,509             | 246,932             | —                   | —           |

### 7. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

### 8. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,004円42銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 14円35銭    |

### 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成27年10月 7 日

黒 谷 株 式 会 社

取 締 役 会                      御 中

#### 有限責任監査法人 ト ー マ ツ

指定有限責任社員  
業 務 執 行 社 員

公認会計士 陸      田      雅      彦      ⑩

指定有限責任社員  
業 務 執 行 社 員

公認会計士 高      村      藤      貴      ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、黒谷株式会社の平成26年9月1日から平成27年8月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年9月1日から平成27年8月31日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年10月9日

|               |         |
|---------------|---------|
| 黒 谷 株 式 会 社   | 監 査 役 会 |
| 常 勤 監 査 役 飴   | 義 彦 ㊟   |
| 社 外 監 査 役 内 山 | 俊 彦 ㊟   |
| 社 外 監 査 役 石 黒 | 洋 二 ㊟   |
| 社 外 監 査 役 早 川 | 元 雄 ㊟   |

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本方針としております。第30期の期末配当につきましては、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は71,684,920円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成27年11月26日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 今後の業務拡大への対応を行うため、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに、業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように現行定款第29条及び第39条を変更するものであります。

なお、現行定款第29条の変更に关しましては、各監査役の同意を得ております。

### 2. 変更の内容

（下線は変更部分を示します。）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                               | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（目 的）</p> <p>第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ～ (11) (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(12) 前記各号に附帯又は関連する一切の業務</u></p> <p>（取締役の責任免除）</p> <p>第29条 当社は、<u>社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> | <p>（目 的）</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(1) ～ (11) (現行どおり)</p> <p><u>(12) 計量証明事業に関する業務</u></p> <p><u>(13) 毒物又は劇物の製造、輸入又は販売に関する業務</u></p> <p><u>(14)</u> (現行どおり)</p> <p>（取締役の責任免除）</p> <p>第29条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                           | 変 更 案                                                                                                                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第39条 当社は、<u>社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> | <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第39条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> |

### 第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)            | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する当<br>社の株式数 |
|-----------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1         | くろ たに すみ ひさ<br>黒 谷 純 久<br>(昭和33年1月12日) | 昭和59年 9月 黒谷(株) (現 (株)雄祥) 取締役就任<br>昭和60年11月 新日本美術(株) (現 当社)<br>常務取締役就任<br>平成 9年 7月 当社代表取締役専務就任<br>平成17年 8月 当社代表取締役社長就任 (現任)<br>平成24年 7月 KUROTANI NORTH AMERICA INC. 代表<br>取締役就任 (現任)<br>平成25年11月 (有)KHプレミアム代表取締役就任<br>(現任)<br>平成26年 8月 THAI KUROTANI CO., LTD. 取締役就任<br>(現任)<br>平成27年 2月 (株)黒谷商店代表取締役就任 (現任) | 1,802,200株     |
| 2         | いの うえ りょう いち<br>井 上 亮 一<br>(昭和28年7月4日) | 平成15年 9月 (株)北陸銀行営業渉外部統括副部長<br>平成16年 7月 当社入社<br>平成17年 9月 当社社長室長<br>平成19年11月 当社専務取締役管理本部長就任<br>平成22年 3月 当社専務取締役経営企画部管掌役員<br>就任<br>平成24年 2月 当社代表取締役副社長経営企画部管<br>掌役員就任 (現任)                                                                                                                                     | 10,000株        |
| 3         | やま ざき じ へい<br>山 崎 次 平<br>(昭和23年3月7日)   | 平成15年 3月 富山県井波警察署長 (統廃合 現 南<br>砺警察署)<br>平成17年 3月 富山県警察本部刑事部参事官<br>(捜査第一課長)<br>平成19年 4月 富山県道路使用適正化協会<br>専務理事就任<br>平成20年 3月 当社取締役総務部長就任<br>平成22年 3月 当社取締役総務財務管掌役員兼総務<br>部長就任<br>平成26年11月 当社取締役総務部管掌役員兼総務部<br>長就任 (現任)                                                                                         | 6,000株         |

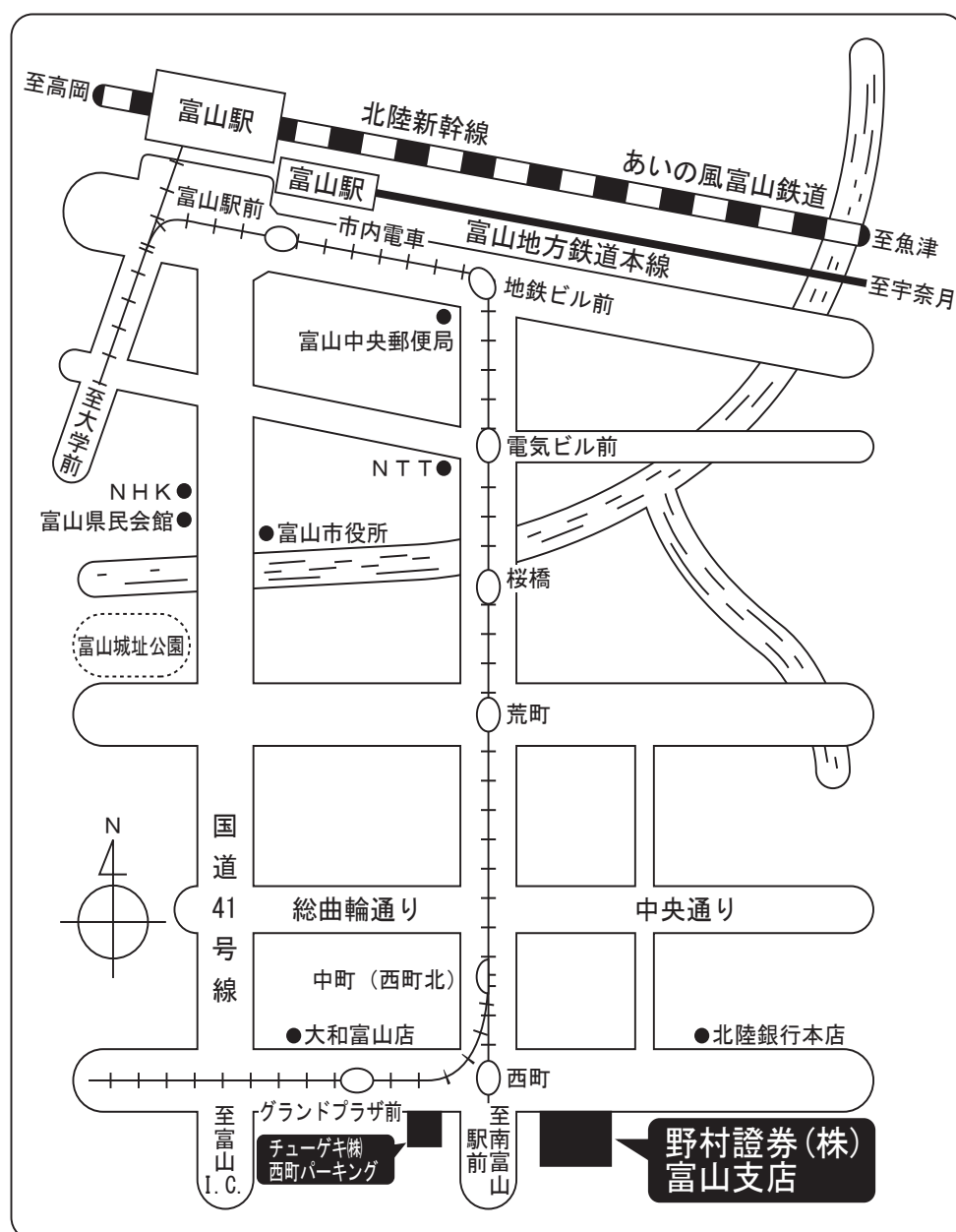
| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)             | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                            | 所有する当<br>社の株式数 |
|-----------|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 4         | か じ きよ たか<br>鍛 治 清 高<br>(昭和29年3月12日)    | 昭和53年 4月 黒谷(株) (現 (株)雄祥) 入社<br>昭和60年11月 新日本美術(株) (現 当社) 入社<br>平成17年 9月 当社非鉄金属事業部執行役員就任<br>平成19年11月 当社取締役非鉄金属事業本部長就任<br>平成22年 3月 当社取締役非鉄金属事業管掌役員就任<br>平成26年 1月 当社取締役非鉄営業部管掌役員就任<br>平成26年 5月 当社取締役非鉄金属事業・新潟事業<br>部管掌役員就任 (現任) | 10, 000株       |
| 5         | うら た い き こ<br>浦 田 伊 希 子<br>(昭和35年8月19日) | 昭和61年10月 当社監査役就任<br>平成元年 7月 当社監査役退任<br>平成 4年 9月 黒谷(株) (現 (株)雄祥) 入社<br>平成 8年11月 当社取締役就任<br>平成16年 5月 当社取締役退任<br>平成23年 9月 当社美術工芸部部長<br>平成24年11月 当社取締役美術工芸部管掌役員兼美<br>術工芸部長就任 (現任)                                               | 12, 000株       |
| 6         | みょう がん みつ や<br>明 翫 光 也<br>(昭和33年12月21日) | 平成15年 5月 ゲンキー(株)入社<br>平成18年 1月 同社財務部長<br>平成19年11月 当社入社財務部長<br>平成26年11月 当社取締役財務部管掌役員兼財務部<br>長就任 (現任)                                                                                                                         | 1, 400株        |
| 7         | みず の けん いち<br>水 野 憲 一<br>(昭和15年11月14日)  | 平成11年 6月 (株)北陸銀行専務取締役就任<br>平成12年 6月 北陸コンピュータサービス(株)代表取<br>締役社長就任<br>平成20年 2月 当社社外監査役就任<br>平成26年11月 当社社外取締役就任 (現任)                                                                                                           | 2, 000株        |

- (注) 1. 水野憲一氏は社外取締役候補者であります。水野憲一氏が原案どおり選任された場合は、引き続き東京証券取引所の定める独立役員とする予定であります。
2. 水野憲一氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。なお、平成20年2月から平成26年11月までの6年10ヶ月間当社の社外監査役でありました。
3. 水野憲一氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を、当社の経営体制の強化に活かしていただくためであります。
4. 水野憲一氏が原案どおり選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。なお、当契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。
5. 浦田伊希子氏は当社代表取締役社長黒谷純久氏の実妹であります。
6. その他の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場：富山県富山市堤町通り一丁目4番3号  
野村證券株式会社 富山支店 5階ホール  
TEL 076-421-9835



交通 富山駅より車で約10分

市電 「西町」 電停より徒歩で約2分

車でお越しの方は「チューゲキ(株)西町パーキング」（徒歩約3分）をご利用ください。